

## 和歌山工業高等専門学校学術交流協定校への留学に関する取扱要項

制 定 平成26年6月25日

最近改正 令和3年3月1日

(趣旨)

**第1条** 本校の学生で、和歌山工業高等専門学校学則第29条の2第5項の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）と学術交流協定を締結している外国の大学等（以下「交流協定校」という。）への留学に関し必要な事項を定める。

(交流協定校との協議)

**第2条** 学生の留学は、交流協定校との協議に基づき行うものとする。

2 前項の協議は、次に掲げる事項について、あらかじめ学科主任の発議を受け、教務委員会の議を経て、校長が行うものとする。

- 一 留学先の所属学科
- 二 履修できる授業科目の範囲
- 三 履修期間
- 四 指導教員の情報
- 五 その他必要な事項

(留学許可申請手続き)

**第3条** 本校での成績が優秀な者で、留学を志願する学生は、留学する3ヶ月前までに教務委員会が定める留学申請書により、交流協定校で履修する科目のシラバスを添え、校長に留学の許可を申請しなければならない。

2 交流協定校で履修する科目に実験・実習や卒業研究に関する科目がある場合は、前項の申請書に教務委員会が定める実験（研究）計画書を加え、校長に留学の許可を申請しなければならない。

(留学の許可)

**第4条** 前条の申請があったときは、校長は、教務委員会の議を経て、交流協定校に依頼し、その了解を得て教務委員会が定める留学許可書により、これを許可する。

(留学期間)

**第5条** 交流協定校へ留学する学生（以下「派遣留学生」という。）の留学期間は、学術交流協定に定めるところによる。

(出席)

**第6条** 派遣留学生としての留学期間は、本校に在学し、出席したものとみなす。

(留学報告書等の提出)

**第7条** 派遣留学生は、留学期間が満了したときは、直ちに（帰国の日から1月以内）に教務委員会が定める留学報告書及び交流協定校が交付する学業成績証明書等を提出しなければならない。

(講義に関する単位の認定)

**第8条** 派遣留学生在が交流協定校で修得した講義に関する単位は、学業成績証明書により、教務委員会の議に基づき、60単位を限度として、本校において履修したものと認定する。

2 派遣留学生の留学期間中に履修する科目の授業時間が、協定交流校で科目を修得する要件に満たないとされる場合は、教務委員会が定める授業報告書及び必要がある場合は本校の教科担当科で定める方法により、本校の教科担当科において評価を行い、教務委員会の議に基づき、60単位を限度として、本校において履修したものと認定する。

(実験・実習に関する単位の認定)

**第9条** 派遣留学生在が交流協定校で行った実験・実習に関する単位は、学業成績証明書、教務委員会が定める実験報告書及び必要がある場合は本校の所属学科で定める方法により、本校の所属学科において評価を行い、教務委員会の議に基づき、本校において履修したものと認定する。

2 前項における単位の認定は、第8条及び第10条において認定する単位を含み、60単位を限度とする。

3 本校における指導教員は、交流協定校での指導教員との連絡を密にするとともに、派遣留学生に対し、実験終了後、実験報告書を提出させる。

(卒業研究に関する単位の認定)

**第10条** 派遣留学生在が交流協定校で行った卒業研究に関する単位は、教務委員会が定める研究経過報告書、本校での卒業研究の成果発表及び必要がある場合は本校の所属学科で定める方法により、本校の所属学科において評価を行い、教務委員会の議に基づき、本校において履修したものと認定する。

2 前項における単位の認定は、第8条及び第9条において認定する単位を含み、60単位を限度とする。

3 本校における指導教員は、交流協定校での指導教員との連絡を密にするとともに、派遣留学生に対し、定期的に研究経過報告書を提出させる。

(単位の認定の上限)

**第11条** 第8条から第10条において認定する単位数は、学生が他の高等専門学校及びそれ以外の教育施設等において履修した授業科目について修得した単位を合わせて60単位を超えないものとする。

(授業料の納付)

**第12条** 派遣留學生は、本校の学生としての授業料を本校に納付するものとする。

(留学許可の取消し)

**第13条** 校長は、派遣留學生が次の各号のいずれかに該当するときは、交流協定校と協議の上、留学の許可を取消することができる。

一 派遣留學生から教務委員会が定める留学許可取消願が提出され、やむを得ない事情であると認められるとき。

二 履修の見込みがないと認められるとき。

三 派遣留学生が、受け入れられた交流協定校の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

四 その他留学の趣旨に反する行為が認められるとき。

2 校長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ教務委員会、必要な場合には厚生補導委員会の意見を聞くものとする。

(その他)

**第14条** この要項の定めによりがたい場合は、教務委員会の議を経て、校長が定める。

#### **附 則**

この要項は、平成26年6月25日から施行する。

#### **附 則**

この要項は、令和3年3月1日から施行する。

学科主任印	学級担任印

## 留 学 申 請 書

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

申請者

学籍番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_学科 第\_\_\_\_学年

氏 名 (自署) \_\_\_\_\_

保護者等氏名 (自署) \_\_\_\_\_

私は、下記により交流協定校に留学をしたいので、ご許可くださるよう保護者等連署のうえ申請いたします。

記

留学先国名	
交流協定校名	
交流協定校での所属学科	
留学期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
留学先における本人住所	
留学理由	
交流協定校で履修する 科目名	
※ シラバスを添付	
その他特記事項	



## 実験（研究）計画書

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

申請者  
学籍番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_学科 第\_\_\_\_学年

氏 名（自署） \_\_\_\_\_

次のとおり実験（研究）計画書を提出いたします。

本校指導教員 役職氏名	
本校の指導教員との連携 方法	
その他特記事項	

交流協定校指導教員 役職氏名	
専門分野	
担当科目	
その他特記事項	

実験（研究）のテーマ	
これまでの実験（研究）の概要	
留学先での実験（研究）の方法及びスケジュール	

学科主任印	指導教員印

# 実験報告書

学籍番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_学科 第\_\_学年

氏名(自署) \_\_\_\_\_

次のとおり実験報告書を提出いたします。

実験のテーマ	
交流協定校指導教員 役職氏名	
実験期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
実験レポート	別紙のとおり ※ 実験レポートを添付のこと





# 留学許可書

令和 年 月 日

学籍番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_学科 第\_\_\_\_学年

氏 名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付で申請のあった交流協定校への留学について、下記のとおり許可します。

## 記

留学先国名	
交流協定校名	
留学期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
留学許可理由	

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長

学科主任印	学級担任印

## 留学報告書

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学籍番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 学科 第\_\_ 学年

氏 名 (自署) \_\_\_\_\_

私は、下記により留学し、帰国しましたので報告いたします。

### 記

留学先国名	
交流協定校名	
留学期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
帰国年月日	令和 年 月 日
その他特記事項	

学科主任印	学級担任印

## 留 学 許 可 取 消 願

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学籍番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 学科 第\_\_ 学年

氏 名 (自署) \_\_\_\_\_

保護者等氏名 (自署) \_\_\_\_\_

私は、下記の事由により留学許可の取り消しをお願いしたいので、ご許可くださるよう保護者等連署のうえ、お願いいたします。

記

留学先国名	
交流協定校名	
交流協定校での所属学科	
留学期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
留学先における本人住所	
留学を取り消す事由	

# 留学許可取消通知書

令和 年 月 日

学籍番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 学科 第 \_\_\_\_\_ 学年

氏 名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで許可した留学については、下記理由により留学の許可を取り消すので通知します。

記

取消年月日	令和 年 月 日
取消の理由	

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長